

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	清水 立夫
登録番号又は法人番号	8 7 2 6 1 2 5 7
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所所在地	大阪府富田林市津々山台 1-1-3-213
処分年月日	令和 2 年 11 月 16 日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	<p>行政書士法第 6 条の 4、第 10 条、第 13 条、行政書士法施行規則第 7 条、行政書士倫理第 1 条及び大阪府行政書士会会則第 40 条に違反した。</p> <p>（被処分者は、平成 31 年 3 月に依頼者から平成 29 年度・平成 30 年度の決算変更届（2 期分）及び役員変更届の書類作成・提出業務の依頼を受け、平成 31 年 3 月 25 日に報酬として 6 万円を受領したにもかかわらず、依頼された業務を遂行することなく「療養中」とのことで依頼者との連絡を絶った。</p> <p>このような事実は行政書士法第 10 条、行政書士法施行規則第 7 条、行政書士倫理第 1 条及び大阪府行政書士会会則第 40 条の規定に違反する。</p> <p>また、被処分者は綱紀委員会の聴き取りに際して、速やかに事務所所在地及び住所の変更登録申請を行う意思を表明したが、本会からの再三の変更登録申請の要請にも応じておらず、このような事実は、行政書士法第 6 条の 4 の規定に違反する。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第 6 条の 4（変更登録） 行政書士は、第 6 条第 1 項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。</p> <p>第 10 条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>第 13 条（会則の遵守義務） 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>行政書士法施行規則 第 7 条（業務取扱の順序及び迅速処理）</p>

行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、すみやかにその業務を処理しなければならない。

#### 行政書士倫理

##### 第1条（行政書士の責務）

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

#### 大阪府行政書士会会則

##### 第40条（責務）

会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。